

揖斐川上流の木地屋集落の崩壊過程

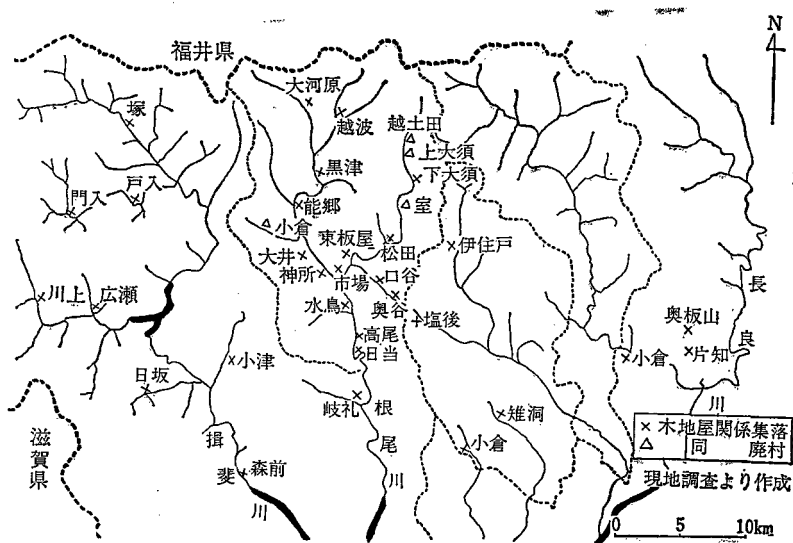
— 小津の場合 —

田 畑 久 夫

一、はじめに

木地屋とは、山中の木を伐ってロクロを使用し、椀・盆などの日常生活用品を製作する技能集団のことである。彼らはまた木地師あるいは轆轤師とも称されることがある。このように定義される木地屋は、元来、専ら材料の原木を求めて全国各地の山中を移動し続けてきたといわれている。しかしこのように絶えず移動してきた木地屋も、江戸期に入ると山中にムラを形成し、定着するようになってくる。そしてその一部は農業を開始するものも出てくる。このことは、一般に全国木地屋の根元と称されている近江の蛭谷・君ヶ畑の両ムラに各々保存されている『氏子狩帳』（氏子駆帳または奉加帳ともいわれる）の氏子名簿からも容易に推測される。

今回は、木地屋が定着を開始し、ムラヅクリを行なった結果生じた木地屋起源の集落を木地屋集落と名付け、その木地屋集落といわれているムラの崩壊過程を若干の現存する史料を中心に考察をおこなう。



第1図 西濃山地における木地屋関係集落

二、地域の概観

研究対象地域は西側を伊吹山地によって滋賀県と、また北側は能郷白山（権現山）を中心とする両白山地によって福井県と接する山間部を占める。第1図は西濃山地における木地屋関係集落(1)の分布を示したものである。

この第1図から揖斐川本流沿いには塚・戸入・広瀬・小津など七ヶ所、支流の根尾川に沿っては大河原・越波・黒津・能郷など二〇ヶ所（越土田など四ヶ所の現在では廃村となっているムラを含める）、長良川沿いには奥板山・片知など五ヶ所の木地屋関係集落を数えることができる。

以上の木地屋関係集落のなかで、本稿では、揖斐川の支流小津川沿いに立地する小津を事例としてとりあげる。

小津は行政的には揖斐郡久瀬村の一集落である。久瀬村の中心である東津汲から徒歩で約一時間、一日に三回

第1表 <蛭谷氏子狩帳>記載の美濃における氏子巡回

巡回年度	ムラ数	戸主人員	総戸主人員 に対する美濃の比率	(I) 人員に対 する比率	備考
正保4年	1647	2	48	9%	○ ○ ○ ○ ○
宝永4年	1707	22	95	7	
享保5年	1720	16	86	6	
享保12年	1727	14	57	4	
享保20年	1735	11	43	3	
元文5年	1740	13	58	4	
延享元年	1744	16	46	3	
寛延4年	1571	19	51	3	
安永9年	1780	17	75	5	
寛政11年	1779	31	129	8	
文政13年	1830	7	52	3	
天保14年	1843	6	29	17	
弘化3年	1846	6	28	9	
安政4年	1859	5	43	11	
明治11年	1878	9	48	31	
明治13年	1880	11	50	16	
明治13年	1880	2	6	2	
明治14年	1881				
明治16年	1883	1	1	0	
明治26年	1893	1	4	5	

註：○印は小津に氏子巡回された年度を示す。

(I)：全国の全木地屋の戸主人員に対する美濃の木地屋の比率

出典：杉本寿『木地師支配制度の研究』より抽出作成

運行しているバスで一五分の距離にある。現在では、小津から下流の大垣市へ車で通勤が可能であるが、久瀬村の西津波にある製菓工場や小津にある織物修整工場に通勤する人が多い。このように小津では多くの人々が工場に勤めているので、水田は放棄されるか杉などの植林がおこなわれているものが増加している。戸数は二二五戸(2)である。しかし大正中期までは戸数も一三〇戸を越え、久瀬村第一の戸数・人口を有し大変繁栄していた。なお、戦国時代に

小津には小川但馬守と称する武将がおり、その館があったため栄えたといわれているが(3)、その確証は得られていない。

現在では、ムラの下流に位置する下村と一色という小字を合わせて一地区とし、上村・中島とともに小津を三地区に区分している。そのうち、木地屋の子孫とおもわれる小椋姓を名乗る家は下村・一色地区に一軒あるのみである。

三、『氏子狩帳』(4)による記載からの分析

(一) 八蛭谷氏子狩帳(5)からの分析

八蛭谷氏子狩帳(5)は、正保四年(一六四七)から明治二六年(一八九三)まで、巡回され、間隔は一定でないが全部で三四冊残っている。この氏子狩がいつごろからはじまったかは全く不明であるが、正保四年には既に全国的な規模で氏子巡回がおこなわれていた。すなわち当時において氏子狩制度が完成していたことは明らかである。美濃ではこの八蛭谷氏子狩帳(5)に小津の氏子巡回の記載があればならず第一に記載されるほど、美濃の木地屋にとって小津は拠点であり、重要なムラであった。

まず最初に、小津を含めた美濃全体の木地屋の氏子巡回をみてみよう。第1表は美濃にこの巡回がいつごろからどのような規模で実施されたか、またそれは全国的にはどのような比率をもっているかを抽出作成したものである。現存する氏子巡回の最古の史料である正保四年(一六四七)の『氏子狩帳』にも、既に美濃において木地屋集落がわずかに二ヶ所のみであるが氏子巡回されていたことが記載されている。そして最後の氏子巡回である明治二六(一八九三)まで、途中には少し断絶があるけれども巡回が実行されていた。このように美濃はたびたび氏子巡回されたのであった。続いてその巡回の規模を把握するため、全国に巡回された木地屋の総戸主人員をメルクマールにとれば美濃は全国の総戸主人員の約七%に相当する。この数値は美濃を氏子巡回した回数に比べて、その木地屋を構成している戸主人員(これは木地屋の戸数と等しいと考えられる)は非常に少ないとおもわれる。全国平均の七%を越えているのは、『氏子狩帳』初期の正保四年から宝永四年(一七〇七)の期間および後期の天保一四年(一八四三)から明治一

三年（一八八〇）までの期間のみである。前者は八蛭谷氏子狩帳Ⅴの前半部が欠如し途中から現存するため明確に断定できないが、この期間にも多数の木地屋が存在したことが予想される。後者の期間は全国に対する比率でいえば一〇%を越え、その比率が三〇%を上回った年代もあった。このように一般的には全国の木地屋が衰退していく傾向をもったとおもわれる時期において、美濃ではなお多数の木地屋が木地業を営んでいたことは大変注目すべきことである。

それでは小津の場合、いつごろから木地屋の氏子巡回がおこなわれたのだろうか。第1表で丸印を付けたものが、小津に氏子巡回がおこなわれた年代である。この表をみる限りにおいては、享保五年（一七二〇）から延享元年（一七四四）までのわずか二五年しか氏子狩が巡回されていないことになる。それ以後小津の木地屋は木地業を完全に放棄し定着農民となってしまうたか、あるいは生業を継続する場所を求めて移動してしまったのかはこの史料だけでは判断しかねる。かりに前者のように農民となり定着したとすれば、『氏子狩帳』の他の地方の集落の記載例にみられる如く「今ハ百姓ナリ」という表現が記されていてもよいのであるがそのような内容は発見できない。このことから後者のように、いずれか別の場所にトチ・ナラなどの原木を求めて移動したとみる方が妥当なようにおもえる。すなわち蛭谷側と目される八蛭谷氏子狩帳Ⅴ記載の木地屋は、まだ全国各地の山中では木地屋が全盛であったとおもわれる一八世紀中葉において、小津から記載上は姿を消してしまっているのである。

また八蛭谷氏子狩帳Ⅴには、氏子狩の巡回した巡回先の木地屋の戸主名を全て記録してある。その記録を基礎にして小津の木地屋の戸主を抽出したのが第2表である。今前述のように戸主人員を木地屋の戸数とみなすと、その戸数は享保五年（一七二〇）の一一戸を最高に、それ以後は減少を続け氏子巡回の最後となる延享元年（一七四四）には

第2表 蛭谷側の氏子巡回に寄進した小津の木地屋

享保5年 1720	享保5年 ^(I) 1720	享保12年 1727	享保20年 1730	元文5年 1740	延享元年 1744
左衛門太郎 常右衛門 金兵衛 円六 4人	助太夫 九兵衛 善兵衛 長吉 作太郎 佐太郎 きく 7人	左衛門太郎 勘左衛門 金平 円六 助右衛門 惣右衛門 6人	左衛門太郎 金平 助右衛門 惣右衛門 4人	左衛門太郎 金平 2人	小椋四右衛門 太郎 2人

註：(I)小津に記載された杓子屋である。

出典・杉本寿『木地師支配制度の研究』より抽出作成

二戸にまで減少する。そしてそれ以後はまったく八蛭谷氏子狩帳Vから小津の木地屋に関する記載がなくなるのである。さらにより重要なことは最初の巡回年度である享保五年には、木地屋と杓子などを専門に製造する杓子屋(6)がともに存在し両方に氏子巡回がおこなわれていることである。すなわちその年度の記載内容では木地屋が四人(四軒)、杓子屋がその倍近くの七人(七軒)であったことが記されている。

続いて第2表から、個々の木地屋をとりあげ検討してみる。左衛門太郎という木地屋は、享保五年から元文五年(一七四〇)までの二〇年間に連続してその名前が氏子狩帳に記載されている。つまりこの期間継続して小津に定着して木地業に従事していたと考えられる。しかも記載例のいずれの場合にも名前が小津の筆頭に記入されていることから、小津の木地屋の間でもその地位が高かったことが予想される。同様な例として、金平という木地屋も享保一二年(一七二七)から元文五年(一七四〇)までの一四年間少なくとも小津に定着し木地業を営んでいたことが認められる。このような事例は木地屋のみであり、杓子屋の場合は享保五年に一度記載されただけである。従ってこのことから、杓子屋はいずれか他の場所に原木を求めて移動してしまったものとおもわれる(7)。木

第3表 <君ヶ畑氏子狩帳>記載の美濃における氏子巡回

巡回年度	ムラ数	戸主人員	総戸主人員 に対する美濃の比率	備考		
延享2年	1745	23	76	19%	○	
宝暦6年	1756	3	13	10		
宝暦6年	1756	3	15	10		
宝暦11年	1762	26	107	28		
明和2年	1765	2	10	16		
明和2年	1765	11	41	38		
明和7年	1770	4	16	13		
明和8年	1771	11	63	40		○
安永5年	1775	11	42	32		
寛政12年	1800	1	1	1		
文化5年	1808	3	5	1		
文化9年	1812	5	22	15		
文政10年	1827	4	13	26		
天保3年	1832	10	35	23		
弘化2年	1845	8	14	20		
弘化3年	1846	11	18	9		
弘化3年	1846	10	20	14		
安政4年	1857	13	29	24		
明治5年	1872	3	57	10		

註：○印は小津に氏子巡回された年度を示す

出典：橋本鉄男『木地屋の移住史第一冊君ヶ畑氏子狩帳』より抽出作成

地屋の戸主人員数をみても、最大のとぎでさえ杓子屋を入れても享保五年の一人、少ないときは元文五年（一七四〇）および延享元年（一七四四）の二人となる。以上のように木地屋の戸主人員の変動が特に著しいのは、木地屋は元来へ移動性Vが強いものであることを端的に示していると考えられる。また氏子狩の巡回の最後となった延享元年には、木地屋が小椋姓を名乗っている記述が認められる。

なおこれまでの考察を通して、小津は木地屋集落と位置づけて論を展開してきた。しかしながら、前項で述べたように小津の戸数は大正期において一三〇戸以上もあった。ところが△蛭谷氏子狩帳Vの記載によれば最大限で二戸であった。このようなことから小津は純粹な意味での木地屋起源のムラとはいえないのではないかとおもわれる(8)。

(二) △君ヶ畑氏子狩帳V(9) からの分析

前項と同様に△君ヶ畑氏子狩帳V

の分析を進める。△君ヶ畑氏子狩帳▽は元禄七年（一六九四）から明治六年（一八七三）まで、総計五一冊が残っている。これも△蛭谷氏子狩帳▽と同様前半部を欠いている。

この『氏子狩帳』の特徴は、氏子巡回が実施された年度に関して、例えば東北・北陸というように地域別に綴られているのが大部分である。つまり同年度において二〜四冊の地域が異なる『氏子狩帳』が存在するわけである。例えば第3表の延享二年（一七四五）や宝暦十一年（一七六一）の『氏子狩帳記載』のムラ数および戸主人員は例外的に多いが、この両年は美濃に巡回が数回もおこなわれたためである。

前項の△蛭谷氏子狩帳▽によれば、小津には既に正保四年（一六四七）に氏子巡回の記載が認められた。しかるに君ヶ畑の方は延享二年（一七四五）の記述が最初であり、前者の巡回と比べれば約一〇〇年も後に氏子巡回が開始されたことになる。さらに美濃における氏子巡回の最後の年度も明治五年（一八七二）となっており、蛭谷の明治二六年（一八九三）よりも、約二〇年も早く終っている。以上から△君ヶ畑氏子狩帳▽に記載されている君ヶ畑側の木地屋は、蛭谷側の木地屋よりも美濃にいた期間は少なく、しかも美濃に來住したのは新しいといえる。

しかしながら、△君ヶ畑氏子狩帳▽に記載されている全国の木地屋の総戸主人員に対する美濃の比率は一三％となる。この比率は蛭谷側のものと比べると約二倍となる。つまり『氏子狩帳』からの分析では、君ヶ畑の方が美濃を主要な巡回先に行っていたようにおもわれる。

美濃のうち小津が△君ヶ畑氏子狩帳▽に記載されているのは、延享二年（一七四五）と明和八年（一七七二）の二回のみである。その兩年の『氏子狩帳』に記入されている木地屋の名前は、第4表に示した通りである。各々の年度とも木地屋の戸主人員は四人である。なお△蛭谷氏子狩帳▽に記載されたことのある杓子屋は君ヶ畑の場合認められ

第4表 君ヶ畑側の氏子巡回に寄進した小津の木地屋

延享2年 1745	明和8年 1771
小椋左衛門太郎 金平 半兵衛 半七郎 4人	左衛門太郎 器左右衛門 小七 半助 4人

出典：橋本鉄男『木地屋の移住史第一冊君ヶ畑氏子狩帳』より抽出作成

ない。記載された両年の氏子狩の巡回の間には三〇年近い開きがあるが、左衛門太郎と称する木地屋が両方に記されている。そのうえ注目すべきことは、延享二年の八君ヶ畑氏子狩帳Vに記されている左衛門太郎と金平の両者が、八蛭谷氏子狩帳Vの享保一二年（一七二七）および享保二〇年（一七三五）の両年にも、連続して記載されていることである。すなわちこの両木地屋は蛭谷・君ヶ畑という異なった系統に寄進しており、氏子としての寄進料を両方の巡回人に納入しているのである。このことは、全国の木地屋はどちらか一方のみに帰属しているという説¹⁰⁾がいわば定説になっていることに相反するものといえよう。

さらに蛭谷・君ヶ畑の『氏子狩帳』に記載されている左衛門太郎という木地屋は、その初見が八蛭谷氏子狩帳Vの享保五年（一七二〇）であり、最後が八君ヶ畑氏子狩帳Vの明和八年（一七七二）である。この『両氏子狩帳』記載の左衛門太郎という木地屋は同一人物の記録とも考えられないことはないが、五〇年以上も成人であったことは、当時として無理なような気がする。しかしながら、少なくとも左衛門太郎家はこの期間小津に定着して木地業を営んでいたことは事実なのである。

以上からごく少数ではあるが、蛭谷・君ヶ畑の『両氏子狩帳』にともに記載されている木地屋が存在したことが判明した¹¹⁾。従来から木地屋は、専ら原木を求めて八移動するものVのように考えられていたが、前述のようにこの当時には五〇年以上にも及んで少なくとも小津に定着して木地業を営んでいる家が存在するようになってきたのである。

次に小津には、どのくらいの木地屋がいたのであろうか。前項の蛭谷の場合と同様に木地屋の戸主人員を戸数とみなせば、前述の左衛門太郎・金平の両木地屋のように、両方の『氏子狩帳』に記されていて重複するものも存するが、その全盛期でも一〇軒にも達せず六軒前後でなかったかとおもわれる。その根拠としては、狭義の意味における木地屋として杓子屋を除外すれば、△蛭谷氏子狩帳▽の記載では享保一二年（一七二七）の六軒が最高であること。また延享元年（一七四四）記載の二軒およびその翌年の△君ヶ畑氏子狩帳▽に記されている四軒を加えると六軒になること。以上の二点から推測したものである。この分析からも明白なように、小津はこの当時には少なくとも純粹の木地屋集落とは戸数上到底考えられないのである。この事実は前項の△蛭谷氏子狩帳▽の記載の分析とも一致しているのである。

換言すれば蛭谷・君ヶ畑の『両氏子狩帳』の記載から、一八世紀中葉では、小津の木地屋はムラを形成する構成メンバーの間でも少数者であったといえる。

四、木地屋文書による分析

前項の『氏子狩帳』記載の分析は、史料の前半部が欠如して現在していない点などの制約があった。そこでこのよきな史料的制約を補うために一般に木地屋文書⁽¹²⁾と称されている古文書から、以下において小津の崩壊過程を検討していく。幸い小椋宗太郎家（以下宗太郎家と略す）は、祖父の時代まで小津で代々木地業を営み、その統領も兼ねた家である⁽¹³⁾。本項では、この宗太郎家に保存されている木地屋文書および久瀬村役場に残存する史料を中心に論じる。

(一) 木地屋文書からみた小津の木地屋の成立

『氏子狩帳』は既に見てきたように、前半部が消失し完全に残存していない。従っていつごろから小津に木地屋が来住したかはまったく不明であった。この点を説明する手がかりを与える史料としては、宗太郎家に保存されている延宝七年(一六八一)の「覚」という木地屋文書⁽⁴⁾が参考になる。これは小津村名主源三郎および組頭二名・木地挽三名の合計六名の連署で山崎孫右衛門他三名にあてたものであり、小津の木地屋の概要を記したものである。その内容は、

覚

- 一、元来木地挽者江州君ヶ畑ヶ参申候
 一、百五拾年以前、大永七年正月ニ小川但馬守様被為遊御尋候節御返答申上候者、古来々小津村ニ居申候人数之儀、木地挽治郎左衛門・九郎左衛門・甚右衛門・與三郎・太郎左衛門・八平・五郎左衛門七人居申候
 一、八拾年以前、五郎左衛門・與三郎・八平日坂山ニ廿年斗リ入細工仕候、太郎左衛門・甚右衛門・治郎右衛門岐礼山ニ廿五年入細工仕候、右七人東杉原山ニ七年入細工仕候
 一、殿様御入国之時著木地挽十八軒ニ御座候御連上之儀者木代之御連上ニ而壹軒ニ付金貳分宛上納仕候
 一、寛永拾八年己正月廿七日ニ殿様ヶ御折紙被下置前後大切ニ相守申候
 一、御領分之栃木御連上のミニ付百姓衆殊之外難儀之由被申付、木地挽ヶ御上止此段御願上候得者早速被遊御聞届ヶ山崎孫右衛門殿・生熊藤五郎殿被仰付候者然上著貳軒為一軒軸数九挺与定而、壹軒ニ付銀拾貳匁八分宛上納可仕旨被仰付、木代之儀者寛文三卯年ヶ百姓衆互相渡申候 以下省略

となっている。以上の内容を要約すると次のようになる。

- (1) 元来、小津にいる木地屋は滋賀県の君ヶ畑より来住したものである。

(II) 大永七年(一五二一)の正月に小津城主である小川但馬守が木地屋の由来をお尋ねになった時の返答では、古来から小津に来て木地業を営んでいるのは治郎左衛門・九郎左衛門など七名である。

(III) 慶長六年(一六〇一)には上述の七名の内五郎左衛門など三名が久瀬村の日坂へ二〇年前から木地製造に出向いていた。また太郎左衛門など三名は谷汲村岐礼の山中で二五年間木地業を営んだ。さらにこの七名は藤橋村の東杉原で七年間木地業をおこなったと記されており、各地を転々と渡り歩いていたことが伺える。このことから当時の小津の木地屋は小津を中心に周囲の山々へ原木を求めて出かけていったことが明らかとなった。

(IV) 具体的には誰をさすかは不明であるが殿様が入国されたとき、木地屋は一八軒に増えていた。また運上は木代による運上であり、一軒につき金二分づつ上納した。

(V) 寛政一八年(一六四一)に、これも誰をさすかは不明であるが殿様によって下された折紙を木地屋は大切に保管している。

(VI) 当時小津には既に木地屋とは全く関係をもたない「百姓衆」があり、木地屋との間で種々の問題が生じてきた。すなわち小津領内でのトチの木の利用に関して、百姓衆はそのトチの実を食料としているため殊の他難儀している。そこで木地屋の方からこの件について善処を求めたところ、早速お聞きとどけになって次のように定められた。木地屋二軒分で一軒分とみなしそれによってロクロの軸は九挺と定められた。そしてこのロクロ一挺につき銀一二匁八分を上納するように仰せになった。さらにトチの木代として寛文三年(一六六三)以来、木地屋は百姓衆にその代金を支払えと命じた。すなわちこの当時から百姓衆と木地屋との争いが絶えず生じており、そのため木地屋の戸数が制限をうけ、地元の百姓衆にトチの木代を支払えと命じられているのである。このことは日本国中の山は、七合目以上木

地屋であれば無断で入山して伐採してもよいといわれていた通説と矛盾する。現実にはこのように無断で入山し伐採することは認められなかったようにおもわれる。

以上の如くこの文書から重要とおもわれることはまず小津の木地屋が君ヶ畑より来住したと記されている点である。これに関しては前項で論じた『氏子狩帳』の記載結果に反するようにおもわれる。すなわち『氏子狩帳』からの記述では、蛭谷側の木地屋の方が多く記録されていたのである。しかしながらこの問題に関しては、木地屋の間では蛭谷・君ヶ畑一帯の小椋谷を総称して「君ヶ畑」と呼ぶ場合もあるので、直ちに断定するには史料不足だともおもわれる。

次に問題となるのは、この文書に記されている木地屋が小津に来住した当時、小津は既に他の人々によって開かれていたか否かである。換言すれば、木地屋が小津を開いたのかあるいは他の人々が開いたムラに後から入ってきたかである。かかる問題も前述同様不明である。

さらに小津の木地屋は、この文書から一六世紀中期には存在していたことが明らかとなった。また前項の『氏子狩帳』から、一七世紀後半には六軒前後の木地屋が存在したと推定したが、この文書から当時その三倍に相当する十八軒もいたことが判明した。つまりこの事実を、『氏子狩帳』に記載されていない記載もれの木地屋が非常に多いことが明白となったのである。

(二) 戸数変化

久瀬村役場には、小津の木地屋関係に関しては唯一の史料である明和元年（一七六五）の『美濃国大野郡小津村宗門御改帳』が保存されている。これに記されている明和元年のものが、小津の戸数および人口に関する数値としては

第5表 小津の戸数の変化

年 度	戸数	男	女	合計
明和元年	1764	314	268	582
文政2年	1819	367	306	673
安政4年	1857	370	325	695
明治5年	1872	368	313	686
明治14年	1881	421	390	811
明治22年	1889	—	—	—
大正9年	1921	278	269	547

- 註 (I) 『美濃国大野郡小津村宗門御改帳』による
 (II) 『揖斐郡志』による
 (III) 久瀬村役場資料による

最初のものである。この史料によると戸数は当時一三〇戸で、人口は五八二人。そのうち男三一四人・女二六八人となっていた。また木地屋は一九戸で、男五六人・女五二人の合計一〇八人であった。すなわち全体に対する木地屋の比率は戸数では一五%、人数では一一%となる。このことよりいわゆる百姓衆の方が圧倒的に多かったことが明白である。

その後の戸数は断片的にしか判明していないが、第5表のとおりになる。しかしこの表からでは、小津全体の戸数および人口は判明するが一体木地屋はどのくらい存在したかは不明である。そこで明治初年度の戸籍を参照すると、木地屋は二九戸と増加しており、そのうち男六九人・女六四人の合計一三三人となっていた。しかしそれ以後の記録

は現存しないので詳細は分からないが、第5表にみられるように小津は明治一四年(一八八一)から明治二二年(一八八九)にかけて、戸数が三〇戸以上も減少している。これはこの八年間にムラ外へ移動したものが、あるいは何らかの災害のために減少したと考えられる。この点に関してムラの古老に聞いたり、大正初期に完成した『揖斐郡志』を参照しても、その理由を把握できなかった。それ故一応大きな災害はこの期間おこらなかったものとおもわれる。以上のことから減少した戸数は全てムラ外に移動したものと推定できる。しかもその後の戸籍および『氏子狩帳』の記載などから判断すると、その大部分は木

地屋であったようにおもわれる。このように明治中期になると、小津の木地屋はその大部分がいずれかに移動してしまふのである。

(三) 崩壊末期の生活状態——トチに関する争いを中心に——

では小津の木地屋はどのような生活を営んでいたであろうか、木地屋の集落の崩壊末期にあたる嘉永二年（一八四九）の「乍恐以書付奉願上候」(15)によって、その当時の木地屋の生活状態の一端をみていきたい。この文書は、木地屋一人、百姓代・五人組頭・名主とムラの三役がそろって代官にあて願ひ出ているものである。その内容は、

乍恐以書付奉願上候

小津村木地挽之儀、当時根尾筋村々之内江立入相持仕候処、今般格別之御慈悲ヲ以御手仕入被為仰付被下置仕合ニ奉存候然
 処年来紀劬太左衛門江相贈面々仕送致實ひ候処、去ル酉年已前々諸色高値ニ付、多分借財ニ相成居候間、今更手切等ニ相成候而
 者、右借金方如何様公埒濟仕候ニ者余程大金ニ相成候而者是又御上様ニ而御拝借仕候而者沖茂御返納仕候事出来不申哉ニ心配仕
 候間、依之右木地挽仲間内ニ而仕候椀木地半分者、御上様江御手仕入ニ被成下置候奉願上候残半分者是迄之通り紀州元締中江差
 遣候ハ、右借請金茂是迄之振合ニ而日贈ニ仕度奉存候間、御慈悲之御憐ヲ以、乍恐右願之通被為仰付被下置候ハ、木地挽并
 村方一統難有仕合に奉存候以上 以下連署省略

となっている。

この文書から次のことが判明する。

- (i) 一九世紀も中葉になると、木地屋が生活に非常に困っていたこと。
- (ii) 小津には当時木地製品をつくる原木が不足し、本巢郡の根尾谷まで出向いていること。
- (iii) 以前から製品を紀州の間屋とおもわれるところまで送っていること。しかし今後は大垣藩へその半分を送るとい

うようになったこと。

以上揚げた三点が非常に注目される。とくに一九世紀の中頃にはトチなどの原木が不足し小津の木地屋は末期的状態であったようにおもわれる。

次に小津の木地屋のこの時期の生活状態を示すものとして、トチの木に関する木地屋文書を検討しよう。

トチの木は中部地方の山岳地域においては木自体にその所有権が定まっている地域、あるいはそのトチの木を嫁入り道具として嫁にもたせる地域があるなど特別な意味をもつ木であった(16)。すなわち木地屋以外の人々にとっても大切な食料源であった。このような情況からトチの木をめぐる争いは両者の間で絶えまなく生じたことはいうまでもないことである。ここでは安永六年(一七七七)の日付けのある「売渡し証文」(17)をとりあげる。この文書によれば惣山のトチの木を村方が相談の上木地屋に売却するというものである。文書ではその売り渡す領域を明示し、売却するトチの本数も記録されている。とくに注目されるのはトチの実がなくなっている老木も売却の対象となっていることである(18)。次にさらに時代が下がると、小津の木地屋は原木の不足に悩み法を犯してまで、原木であるトチを求めようとする。文政九年(一八一二)の「わび証文」はこの様子を端的に物語っている(19)。

以上、これまで主として、宗太郎家に所有されている木地屋文書を中心に、小津の木地屋の推移を概観してきた。それによれば、小津の木地屋は小津を中心として周辺の山中にも入山していたことが明白となった。また文書などから全盛期ともわれる時期には二〇戸近くの木地屋が存在したことも判明した。そして以後一九世紀中頃になると、木地屋の生活状態は非常に苦しくなり、原木であるトチの木をめぐるいわゆる百姓衆との争いが生じるようになった。このことが小津の木地屋を移動させる原因の一つにもなったのである。

五、『過去帳』からの分析

小津の木地屋は檀家寺を臨済宗妙心寺派の洞泉寺に定めていた。この事実は一般に称されている木地屋は真宗であるという説⁽²⁰⁾とは小津の場合は一致しない。前項の木地文屋書などの史料からでは、史料制約の結果、より明確に小津の木地屋の実態が把握できなかった。その点を補足する意味で洞泉寺の『過去帳』を利用することにした。現在当寺には合計六冊の『過去帳』が残っている。しかしそのうち二冊は明治以後に以前の『過去帳』を再整理された一部なので、実質は四冊となる。さらに残念なことにはこの四冊の『過去帳』には、寛政元年（一七八九）から安政六年（一八五九）までの部分を欠いており、この期間の木地屋の動向は判明しなかった。

洞泉寺の『過去帳』には、多くの場合記載されている戒名の上に住んでいた小字名が記入されている。それを見ると、木地屋は一般の人々が住んでいる小字（例えば上村・中島など）には定住していなくて、全員が小津周辺の山中であった⁽²¹⁾。このことから、戒名の上に「山」という字が付いているものは木地屋であるとみなすことができるのである。以上の理由からそのようなものを全て木地屋と断定したのである。なおこれに関しては次のような理由からも確証が得られた。すなわち全てに苗字が記されるようになった時、「山」と付いたものは例外なく小椋姓を名乗っていた事実からである。これらのことから「山」の付いた記載例は木地屋のものと考えて妥当だともわれる。

この方法によって、『過去帳』から木地屋を抽出して若干の整理を加えたものが第6表である。この表からも明白なように洞泉寺『過去帳』に木地屋が最初に記載されたのは、慶安元年（一六四八）に一人の女性の記入が最初である。この慶安元年という年代は八ヶ谷氏子狩帳⁽²²⁾に最初の氏子巡回の記録が認められる享保五年（一七二〇）よりも

第6表 洞泉寺『過去帳』記載の木地屋の人数

年 間	男	女	合計	一年平均
慶安年間 1648～	0人	1人	1人	0.3人
承応年間 1652～	1	0	1	0.5
明暦年間 1655～	0	0	0	0
万治年間 1658～	2	2	4	1.3
寛文年間 1661～	6	6	12	1.0
延宝年間 1673～	12	14	26	3.3
天和年間 1681～	20	7	27	9.0
貞享年間 1684～	12	5	17	4.3
元禄年間 1688～	68	64	132	7.3
宝永年間 1704～	15	12	27	3.8
正徳年間 1711～	4	14	18	3.6
享保年間 1716～	48	45	93	4.7
元文年間 1736～	8	9	17	3.4
寛保年間 1741～	5	5	10	3.3
延享年間 1744～	1	3	4	1.0
寛延年間 1748～	1	4	5	1.7
宝暦年間 1751～	21	20	41	3.1
明和年間 1764～	10	12	22	2.8
安永年間 1772～	8	14	22	2.4
天明年間 1781～	18	13	31	3.9
寛政年間 1789～	6	13	19	1.6
↑ 欠 ↓				
万延年間 1860～	3	4	7	7.0
文久年間 1861～	2	1	3	1.0
元治年間 1864～	3	2	5	5.0
慶応年間 1865～	1	1	2	0.7
明治年間 1868～	31	17	48	1.1
大正年間 1912～	3	1	4	0.3
総 計	309	289	598	

洞泉寺『過去帳』より作成

八〇年近く早い。しかし前項の宗太郎家所有文書では、大永七年（一五二二）には既に七軒の木地屋が小津に来住していたと記されていることから、この『過去帳』の記録は誤まっていまいと考えられる。

またこの第6表から、各年度の記載数の変動が激しいことが伺える。『過去帳』に記載が多い場合飢饉などの不慮の事故を除外すれば、その当時は木地屋が多く住んでいたとみてもしつかえないと考えられる。このように仮定すると、延宝年間（一六七三～一六八〇）から寛保年間（一七四一～一七四三）までの期間が小津では木地屋の全盛期であったとおもわれる。

続いて記載されているものの中から、享保年間（一七一六―一七三五）を例としてとりあげ、毎年の記載にはどのような変化が生じているかをみると第7表のようになる。この表から、年次によっては死亡者数には相当の差が生じていることが明らかである。例えば享保一八年（一七三三）には男二人・女一人の合計三四人が記入されている。このように非常に多数の人数が記録されている年度はおそらく不慮の事故の場合と考えられる。これと同様の事例は、万延元年（一八六〇）一月に男女合わせて七名の死亡に関しての記載が揚げられる。この時には『過去帳』にその理由が示されており、「古ノ七人ノ者木地比兵屋平ノ向ヒ三軒大雪ナタレニテ不幸死候」と印されている。

ところで小津の木地屋が、原木を求めて周辺の山中に入って木地業を営んでいる最中に、その地で死亡した場合、『過去帳』に死亡地が偶然記録されている場合がある。この地名をそれから拾ってみると、江戸末期から周囲の山々へ入山していたことが判明する。さらに大正期の『過去帳』によると、大阪・横浜などで死亡した例もみえる。このような例は、当時木地業を廃業して都市へ働きに出て、そこで死亡したものとおもわれる。

この大正期のような事例を除き、小津の木地屋が移動した範囲を示すと次のようになる。北は能郷、東は松田・高尾、南は北方（ここだけが平野に位置する。おそらく問屋または木地製品の仲介人がいたのであろう）・乙原、西は横山・杉原にまで至っている²²。以上から小津の木地屋の行動範囲が明らかとなった。すなわち揖斐川本流はもちろんで、その支流の根尾川筋にまで及んでいることは注目し値する。ここで北方は一応特別な例とおもわれるので除外するとしても、松田・能郷までは直線距離にしても一〇キロメートルをはるかに越える遠方である。かつて本地業を専業とした古老に聞くと、これらの場所は一日一往復できる範囲内の場所であるとのことであった。

このように周辺の山中に入山していた小津の木地屋も、明治初年頃から移動を開始し、大正期になると大阪・横浜

第7表 享保年間(1716~1735)における『過去帳』記載の木地屋教

年次	男	女	合計
享保1年	3人	0人	3人
享保2年	0	1	1
享保3年	2	6	8
享保4年	0	0	0
享保5年	0	0	0
享保6年	1	1	2
享保7年	3	3	6
享保8年	3	0	3
享保9年	4	0	4
享保10年	2	2	4
享保11年	0	3	3
享保12年	2	3	5
享保13年	1	0	1
享保14年	0	2	2
享保15年	1	1	2
享保16年	2	3	5
享保17年	1	5	6
享保18年	22	12	34
享保19年	2	3	5
享保20年	1	0	1
合計	50	45	95

洞泉寺『過去帳』より作成

など今まで流出しているのが認められるのである。

六、おわりに

これまで、『氏子狩帳』・宗太郎家所有の木地屋文書・洞泉寺の『過去帳』などを手が

かりとして、小津の木地屋集落の崩壊過程を把握しようと試みた。史料制約のため明確には断定できない部分も多いが、判明した点を列挙すれば次のようになる。

(i) 『氏子狩帳』からの分析では、小津には蛭谷・君ヶ畑の両方に寄進している木地屋が若干存在すること。また杓子屋も一時期にはいたが、木地屋と競合したためかその後姿を消してしまったことが注目に値する。

(ii) 木地屋文書からの分析では、第一点として木地屋の戸数が『氏子狩帳』記載のものと異なる点が大変興味もたれる。第二点として小津に住んでいるいわゆる百姓衆との間で、主食であったトチに関して争いが生じていたことが明白となった。

(iii) 『過去帳』からの分析では、木地屋は小津を中心として、周辺山々へ原木を求めて出かけていたことが明らかとなり、その範囲が判明した収穫は大きい。

以上の三点で要約されるような小津の木地屋は、明治初期になると次々と姿を消していき、小津からは木地業は完

全に消滅してしまふのである。かかる最大の理由は、明治期にはじまる生産様式ならびに生活様式の変化にあると考えられるが、原木のトチの木をめぐる百姓衆との争いなども崩壊の理由として揚げられる。特にこれまで考察してきたように、小津においては後者の理由による影響が大であるとおもわれる。

付記 本稿は大阪市立大学地理学教室に提出した修士論文の後半部を一部加筆訂正したものである。本稿作成にあたり御指導いただいた大阪市立大学地理学教室の諸先生、関西大学敷内芳彦先生、ならびに高橋俊示・小椋宗太郎両氏をはじめ現地で御世話となった方々に深謝の意を表するものである。なお本稿の骨子は歴史地理学会第一八回大会（昭和五〇年四月）において口頭発表した。

註および参考文献

- (1) 現在においては、ムラの構成員が全て木地屋であるという集落は一・二の例外を除き皆無である。以上のことから、かつて何らかの方法で木地屋と交渉をもった全部のムラを木地屋関係集落とする。
- (2) 昭和四五年一〇月一日現在。
- (3) 杉本寿『木地師制度研究序説』 昭四二 ミネルヴァ書房 四六六頁
- (4) 氏子狩とは、全国の木地屋から「御山」あるいは「水上」と呼ばれている滋賀県永源寺町の蛭谷・君ヶ畑の両ムラから各々個別に諸国に散在する木地屋たちを歴訪して、連絡を保つ組織。『氏子狩帳』とは、蛭谷・君ヶ畑からそれぞれ管下の木地屋を巡回したときの記録をいう。
- (5) 昭和初期に杉本寿氏が発見。なお同氏はハ蛭谷氏子狩帳Vの全内容を、同著『木地師支配制度の研究』 昭四七 ミネルヴァ書房五一〜八四八頁において収録されているのでそれを参照・利用した。
- (6) 杓子屋の集落として、揖斐川上流の川上があげられる（第1図参照）。
- (7) この点は、木地屋と杓子屋とが原木などの問題で競合した結果、このような状態となったのではないかとおもわれる。

(8) 杉本氏のように小津を純粹な木地屋起源のムラとして把握される研究者も存在する(杉本前掲(3) 四五一〜五二六頁参照)。

(9) 橋本鉄男氏が昭和二三から三四にかけて君ヶ畑金竜寺で発見。同氏は、同著『木地屋の移住史 第一冊君ヶ畑氏子狩帳』昭45 民俗文化研究会、八三〜五四二頁において全内容を収録されているのでこれを参照、利用した。

(10) 一般に蛭谷側の木地屋を西木地、君ヶ畑側のそれを東木地と称し、各々を別系とみなすのである。

(11) かかる点に果して小津のみの例外的なものか、ごく一般的な状態であるのかは現在のところ不明である。

(12) 一般的に木地屋文書とは、木地屋の祖先といわれている惟喬親王の縁起・編旨・免許状・宗門手形・往来手形・印鑑・木札の合計七種を総称したものである。

(13) 現在、岐阜県揖斐郡揖斐川町に在任。

(14) 同文書は、杉本前掲(3) 四六四〜四六五頁、『久瀬村誌資料』 昭四八 四〜五頁にも引用されている。

(15) 宗太郎家所有文書。なお同文書は、『久瀬村誌資料』 一〇〇頁にも引用されている。

(16) 千葉徳爾『民俗と地域形成』 昭四一 風間書房 四二三〜四三七頁

(17) 売渡シ栃木之事

一、當村鷲巢谷惣山之内、村方相談之上ニ而売渡申候 但シ境面ハかや又洞共ニ是メ奥ハ洞とともニ寿ミ屋きまで、木数都合式百式拾五本細工ニ相成候老木不残

代金拾壹両也

以下省略

(18) この文書も宗太郎家所有である。なお同文書は杉本前掲(3) 五六二頁に引用されている。

(19) 老木は多少質は劣るが、大木が多いので大きな木地鉢などを製作するのに用いたという。

一札之事

此度私儀心得違仕、御禁木之栃木ヲ以車ニ以多し懸テ候処、以御定法各方ヲ御差留被成候ニ付相止申候、於以後ケ様之不埒堅ク仕間敷候、為後々年書印一札仍如件

文政九丙戌年三月

以下省略

この文書も宗太郎家所有である。なお同文書は杉本前掲(3) 五五七頁に紹介されている。

(20) 杉本前掲(3) 一四三頁など。

(21) 木地屋がムラの中心部の屋敷が密集している場所に居住しなかったことは、本ムラの起源との関連において注目すべきことではあるが、即断はさげたい。

(22) 現在では能郷・松田・高尾の各ムラは本巢郡根尾村に属し、北方は本巢郡北方町のことであり、乙原は揖斐郡久瀬村に、杉原・横山は同郡藤橋村にある。